

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況（採用試験による平成28年度中の採用者数）

区分	一般事務等	保育士	保健師
採用者数	25人	5人	2人

(2) 職員の退職者数（平成28年度中）

区分	定年退職	早期退職	普通退職
退職者数	28人	2人	8人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

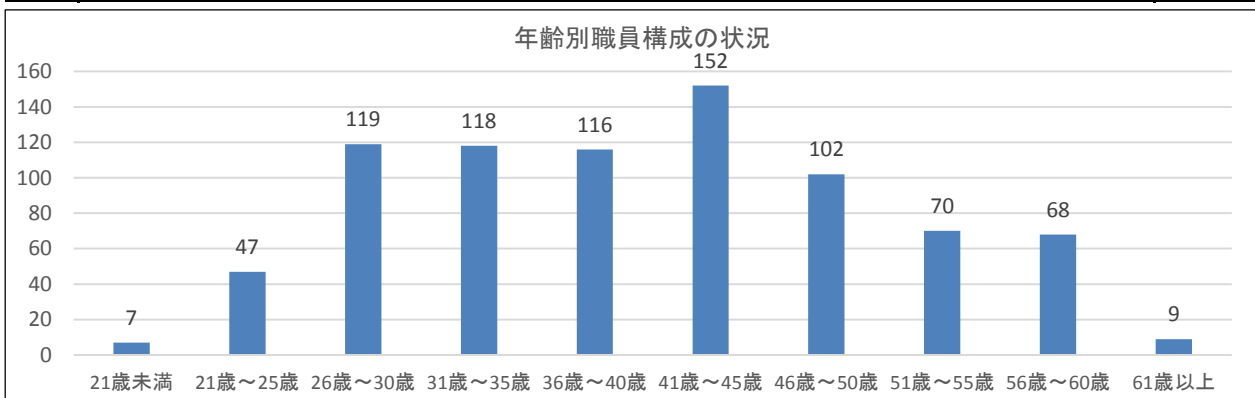
区分	部門	平成28年度	平成29年度	対前年度増減数
一般行政	議会、総務企画、税務、労働 農林、商工、土木	365人	361人	▲4人
	民生、衛生	235人	239人	4人
一般行政以外	教育	130人	130人	0人
普通会計 合計		730人	730人	0人
公営企業等	水道、下水道	42人	41人	▲1人
	国民健康保険事業、介護保険事業等	37人	37人	0人
公営企業等会計 合計		79人	78人	▲1人
合計		809人 [828]人	808人 [828]人	▲1人

注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、市長、副市長、教育長、那須地区広域行政事務組合への派遣職員は含みません。

2 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

区分	21歳未満	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳以上	計
職員数	7人	47人	119人	118人	116人	152人	102人	70人	68人	9人	808人



(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況（平成29年4月1日現在）

定員適正化数値目標

- ・平成29年4月1日職員数：810人
- ・平成33年4月1日職員数：810人

定員適正化計画の年次別目標

期日	目標	実績
平成25年4月1日	803人	795人
平成26年4月1日	801人	795人
平成27年4月1日	795人	805人
平成28年4月1日	784人	809人
平成29年4月1日	810人	808人

注) 職員数実績欄の平成25年度には、栃木県からの派遣職員を1人含みます。

2. 職員の給与等の状況

総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	平成27年度
住民基本台帳人口 (平成28年1月1日現在)	118,308 人
歳出額 (A)	47,508,971 千円
実質収支	2,093,820 千円
人件費 (B)	6,318,200 千円
人件費率 (B ÷ A)	13.30 %
(参考) 平成26年度の人件費率	12.54 %

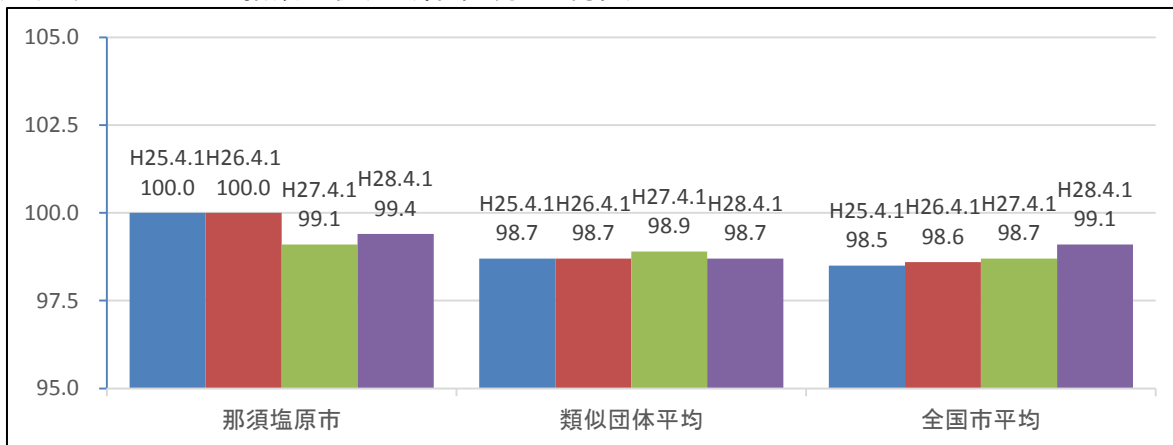
注) 普通会計とは、「地方財政状況調査」の区分による普通会計に属する予算です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	平成29年度
職員数 (A)	759 人
給料 (1)	2,789,094 千円
職員手当 (2)	659,630 千円
期末勤勉手当 (3)	1,091,236 千円
給与費 (B = 1 + 2 + 3)	4,539,960 千円
1人当たりの給与額 (B ÷ A)	5,982 千円

注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値です。

職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職
平均年齢	40.9 歳	51.2 歳
平均給料月額	311,000 円	328,800 円
平均給与月額	380,900 円	351,000 円

- 注) 1 給料月額とは、各職種の職員の基本給です。
 2 給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の合計です。
 3 一般行政職とは、一般職員のうち、税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員です。

(2) 初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		初任給		2年後の給料	
一般行政職	大学卒	178,200 円	1級25号給	191,700 円	1級33号給
	高校卒	150,500 円	1級 9号給	161,700 円	1級17号給
技能労務職	高校卒	143,500 円	1級17号給	153,000 円	1級25号給
	中学卒	135,500 円	1級 9号給	143,500 円	1級17号給

(3) 学歴別・経験年数別平均給料月額の状況（各年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	254,933 円	310,350 円	355,970 円
	高校卒	232,200 円	249,500 円	313,280 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	282,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

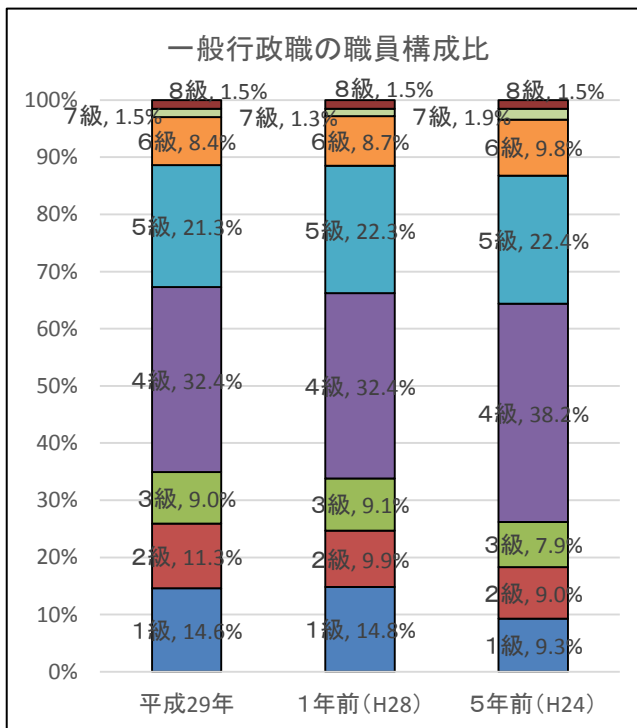
- 注) 1 技能労務職高校卒には、経験年数15年以下の職員がいません。
 2 技能労務職中学卒には、経験年数20年以下の職員がいません。

一般行政職の級別職員数の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	職名	職員数	構成比
8級	困難な職務を分掌する参事	8人	1.5%
7級	参事 困難な業務を分掌する副参事	8人	1.5%
6級	副参事 困難な業務を分掌する主幹	44人	8.4%
5級	主幹 副主幹	111人	21.3%
4級	主査	169人	32.4%
3級	主任	47人	9.0%
2級	困難な業務を分掌する主事、 技師、保健師、看護師、 准看護師、保育士、管理栄養士	59人	11.3%
1級	主事、技師、保健師、看護師、 准看護師、保育士、管理栄養士	76人	14.6%

注) 那須塩原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当の状況（平成29年4月1日現在）

時期	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月分	0.82 月分
1 2 月期	1.375 月分	0.82 月分
合計	2.6 月分	1.64 月分

加算措置の状況

・職制上の段階、職務の級等による加算措置……役職加算 5%～20%

(2) 退職手当の状況（平成29年4月1日現在）

区分	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度	49.59 月分	49.59 月分
1人当たり平均支給額 ※	15,134 千円	21,308 千円

※平成28年度支給実績から算出したものです。

注) その他の加算措置として、応募認定退職の場合 2%～45%の加算があります。

(3) 調整手当の状況（平成29年4月1日現在）

調整手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当の状況

区分	平成28年度	平成27年度
支給実績額	820 千円	780 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額	13,218 円	9,280 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	8.2 %	11.2 %

・手当の種類（手当数）（平成29年4月1日現在） 6

特殊勤務手当一覧表（平成29年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給実績 ※
動産差押及び強制執行業務手当	市税徴収に従事する職員	動産差押又は強制執行	日額 500円	4 千円
感染症予防手当	保健業務従事職員	感染症予防若しくはまん延予防のための消毒作業又は感染症患者の療養指導	日額 500円	0 千円
行旅死亡人等の収容作業手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅病人の収容作業	日額 1,000円	4 千円
		行旅死亡人の収容作業	1回 6,500円	169 千円
ごみ収集作業手当	那須塩原クリーンセンターに勤務する職員	粗大ごみの収集作業	日額 500円	268 千円
	不法投棄物の回収作業に従事する職員	不法投棄物の回収作業	日額 500円	17 千円
危険不快作業手当	高所深所での不安定な作業に従事する職員	高所深所での不安定な箇所での作業	日額 500円	0 千円
	夜間の除雪、災害予防作業等に従事する職員	夜間における除雪、災害予防作業等	日額 500円	21 千円
	野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理に従事する職員	野犬猫、有害鳥獣等の捕獲又は死体処理	日額 500円	337 千円
非常災害業務手当	災害本部が設置された場合に、災害現場において救護又は復旧に従事する職員	災害現場における救護又は復旧	市長が別に定める額	0 千円

※平成28年度決算額

(5) 時間外及び休日勤務手当（平成28年度決算）

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成28年度決算額	332,173千円	537千円
平成27年度決算額	329,640千円	538千円

(6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 ※	支給職員1人当たり平均支給年額 ※
扶養手当	(H29.4.1から手当額改正) ・配偶者 月額 10,000円 ・子 月額 10,000円 ・満16歳から満22歳の年度末までの子 月額 5,000円加算 ・父母等 月額 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合は父母等のうち1人目 9,000円	異なる	子 月額 10,000円 (国は月額 8,000円)	65,244千円 (平成28年度の扶養手当額) ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外 月額 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合はそのうち1人について 11,000円 ・満16歳から満22歳の年度末までの子 月額 5,000円加算 ・満22歳の年度末までの子 月額 500円加算	216,758円
住居手当	貸家 月額27,000円以内	同じ		32,310千円	267,028円
通勤手当	交通機関利用 運賃額 交通用具利用 通勤距離に応じ	異なる	通勤距離の区分	45,369千円	73,651円
宿日直手当	宿日直勤務 1回 4,200円	同じ		2,163千円	5,799円
休日勤務手当	休日の勤務 1時間当たり給料の135%	同じ		-	-
管理職手当	部長 月額 76,000円 支所長等 月額 68,000円 参事 月額 62,000円 本庁の課長 月額 58,000円 支所の課長 月額 52,000円 副参事 月額 46,000円 施設長等 月額 40,000円	異なる	手当額	76,224千円	586,338円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急に週休日又は休日に勤務したとき 参事 1回 8,000円 副参事 1回 6,000円 主幹・副主幹 1回 4,000円 週休日等又は週休日等以外の深夜に処理することを要することが明白な臨時又は緊急性のある業務、その他の公務の運営の必要がある勤務を行ったとき 参事 1回 4,000円 副参事 1回 3,000円 主幹・副主幹 1回 2,000円	同じ		87千円	5,438円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員 世帯主扶養有り 月額17,800円 世帯主扶養無し 月額10,200円 上記以外 月額 7,360円	同じ		1,233千円	32,437円

※平成28年度決算額

3. 特別職の報酬等の状況

特別職の報酬等一覧表（平成29年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当（支給割合）	退職手当（算定方式）
市長	給料 960,000円	3.25月分	給料月額×100分の42×在職月数
副市長	給料 755,000円	3.25月分	給料月額×100分の25×在職月数
議長	報酬 510,000円	3.25月分	-
副議長	報酬 450,000円	3.25月分	-
議員	報酬 420,000円	3.25月分	-

4. 勤務時間の状況

(平成29年4月1日現在)

- ・勤務時間：7時間45分勤務（午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・休憩：正午から午後1時まで



5. 休暇及び休業の状況

(1) 年次有給休暇取得状況（平成28年度）

- ・平均取得日数：11.9日

※一般職に属する職員（派遣職員、育児休業取得者等を除く）

(2) 休暇の種類

種類	内容
年次有給休暇	一年度につき20日間与えられる休暇（前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき40日間を限度）
病気休暇	疾病・負傷で療養する必要があるため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（期間は90日以内）
特別休暇	結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇等、特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間は、それぞれ条例で定められた日数、期間）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間は、それぞれ条例で定められた日数、期間）
組合休暇	労働組合の業務又は活動に従事するために認められる休暇（期間は1年につき30日以内）

(3) 育児休業及び介護休暇の取得状況（平成28年度中に新たに取得したもの）

種類	女性	男性
育児休業	19人	1人
介護休暇	1人	0人

6. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成28年度）

区分	降任	免職	休職
人数	0人	0人	7人

公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し降任、免職及び休職の処分を行うものです。

(2) 懲戒処分（平成28年度）

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	3人	0人	0人	0人

職員の執行上の義務違反や全体の奉仕者としてのふさわしくない非行があった場合、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し戒告、減給、停職および免職の処分を行うものです。

7. 営利企業等の従事の状況

平成28年度中の営利企業等従事の許可件数

区分	消防団員	その他	計
件数	2件	32件	34件

8. 職員の研修の実施状況

平成28年度中の受講件数

区分	受講件数
那須地区広域行政事務組合による共同研修	402人
栃木県市町村振興協会研修	92人
日本経営協会研修	11人
市町村アカデミー研修	10人
市単独研修	162人
自治大学校	2人
その他	8人
計	687人

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持増進対策（平成28年度中の健康診断等受診者数）

区分	対象者	受診者数等
定期健康診断	全職員（臨時職員含む）	594人
人間ドック	30歳以上の職員	445人
PET検査	30歳以上の職員	12人
脳健診	全職員	277人
メンタルヘルスカウンセリング	全職員	119件
健康講話	全職員	63人
ストレスチェック	全職員	988人

(2) 災害補償の実施の状況（平成28年度）

地方公務員災害補償基金に加入しており、平成28年度中に新たに認定された公務災害はありません。

10. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成28年度中に新たな措置要求はありませんでした。

地方公務員法で職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に市から適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

11. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成28年度中に新たな不服申し立てはありませんでした。

地方公務員法で職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立て（審査請求または異議申し立て）をすることができることになっています。

12. 職員からの苦情処理の状況

平成28年度中に1件の苦情処理がありました。

那須塩原市職員の苦情相談に関する要綱に基づいて相談がなされ、処理したものです。

13. 等級及び職制上の段階ごとの職員数

○行政職給料表

平成29年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職名	人数	備考	人数	割合	職制上の段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保健師、看護師、准看護師、保育士又は管理栄養士の職務	112	15.0%	主事	84	再任用1名を含む	296	39.5%	係員級
				技師	6				
				学芸員	1				
				保健師	4				
				保育士	16				
				管理栄養士	1				
2級	1 困難な業務を分掌する主事又は技師の職務 2 困難な業務を分掌する保健師、看護師、准看護師、保育士又は管理栄養士の職務	99	13.2%	主事	84	再任用職員9名を含む	236	31.6%	係長級
				技師	3				
				保健師	3				
				保育士	9				
3級	主任の職務	85	11.4%	主任	85	再任用職員9名を含む			
4級	主査の職務	236	31.5%	主査	189	指導主事2名、再任用職員1名を含む	236	31.6%	係長級
				係長	43				
				副園長	2				
				所長	1	再任用職員			
				場長	1	再任用職員			
5級	1 副主幹の職務 2 主幹の職務	153	20.5%	副主幹	24	管理主事2名、指導主事7名、指導主事兼社会教育主事1名を含む	82	11.0%	係長級
				係長	46				
				副園長	11				
				副所長	1				
				主幹	1	再任用	71	9.5%	課長補佐級
				館長補佐	1				
				室長	4				
				園長	11				
				所長	5	再任用職員1名を含む			
				館長	7	再任用職員6名を含む			
				場長	2				
				課長補佐	38				
				局長補佐	2				
6級	1 困難な職務を分掌する主幹の職務 2 副参事の職務	46	6.1%	課長	34		46	6.1%	課長級
				館長	9				
				所長	2				
				出張所長	1				
7級	1 困難な職務を分掌する副参事の職務 2 参事の職務	9	1.2%	部長	2		17	2.3%	部長級・参事級
				事務局長	3				
				支所長	2				
				課長	2				
8級	困難な職務を分掌する参事の職務	8	1.1%	部長	6		8	1.1%	
				会計管理者	1				
				参事	1				
合計		748	100.0%		748		748	100.0%	

※企業会計に属する職員を除く